	② 蓄電池を設置すること。 ③ 複数の系統で受電すること。 ④ 移動電源設備を配備すること。				
	イ 交換設備については、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置を講ずること。	◎	○	○	○
	ウ 移動体通信基地局については、移動電源設備又は予備蓄電池を事業場等に配備すること。	◎	—	—	—
	エ 自家用発電機の設置又は移動電源設備の配備を行う場合には、その燃料等について、十分な量の備蓄又はその補給手段の確保を行うこと。	◎＊	○	○	○
	オ 設備の重要度に応じた十分な規模の予備電源の確保を行うこと。	◎	◎	○	○
	カ 防災上必要な通信を確保するため、都道府県庁等に設置されている端末設備と接続されている端末系伝送路設備及び当該設備と接続されている交換設備並びにこれらの附属設備は、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止することを考慮すること。ただし、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止した場合であつても、他の端末系伝送路設備により利用者が当該端末設備を用いて通信を行うことができるときは、この限りでない。	◎	—	—	—
第2　環境基準 1　センターの建築物 ⑴　立地条件及び周囲環境への配慮	ア 地方公共団体が定める防災に関する計画及び地方公共団体が公表する自然災害の想定に関する情報（ハザードマップ等）を考慮し、電気通信設備の設置場所を決定すること。	◎＊	○	○	○
	イ 強固な地盤上の建築物を選定すること。ただし、やむを得ない場合であつて、不同沈下を防止する措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎＊	◎＊
	ウ 風水害等を受けにくい環境の建築物を選定すること。ただし、やむを得ない場合であつて、防風、防水等の措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎＊	◎＊
	エ 強力な電磁界による障害のおそれのない環境の建築物を選定すること。ただし、やむを得ない場合であつて、通信機械室等に電磁シールド等の措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎
	オ 爆発や火災のおそれのある危険物を収容する施設に隣接した建築物は回避すること。	○	○	○	○
⑵　建築物の選定	ア 耐震構造であること。	◎	◎	◎＊	◎＊
	イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること。	◎	◎	◎＊	◎＊
	ウ 床荷重に対し、所要の構造耐力を確保すること。	◎	◎	◎	◎
⑶　入出制限機能	ア 建築物の出入口には、施錠機能を設けること。	◎	◎	◎	◎
	イ 通常利用する出入口には、設備の重要度に応じた適切な入出管理機能を設けること。ただし、これに準ずる措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎
	ウ セキュリティを保つべき領域の具体的な基準を設定し、運用すること。	◎	◎	◎	◎
⑷　火災の検知、消火	ア 自動火災報知設備を適切に設置すること。	◎	◎	◎＊	◎＊
	イ 消火設備を適切に設置すること。	◎	◎	◎	◎
2　通信機械室等					
⑴　通信機械室の位置	ア 自然災害等の外部からの影響を受けるおそれの少ない場所に設置すること。	◎	◎	◎	◎
	イ 第三者が侵入するおそれの少ない場所に設置すること。ただし、第三者が容易に侵入できないような措置が講じられている場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎
	ウ 浸水のおそれの少ない場所に設置すること。ただし、やむを得ない場合であつて、床のかさ上げ、防水壁等の措置を講ずる場合又は排水設備を設置する場合は、この限りでない。	◎	◎	◎＊	◎＊